



NISHIMURA & ASAHI

2021年 第3四半期 (7-9月)



SOUTHEAST ASIAN LEGAL UPDATE



インドネシア	1
シンガポール	2
タイ	3
ベトナム	4



1. 決済サービス事業者のライセンス再分類

インドネシア中央銀行(Bank Indonesia –以下、「BI」といいます。)は、BI 規則 No.22/23/2020 と関連して発効する、決済サービス事業者に関する BI 規則 No.23/6/PBI/2021 を発行しました(いずれも 2021 年 7 月 1 日に施行されています)。これにより BI の電子マネー、金融技術、決済処理、資金移動等に関する従来の規則が変更されました。

BI 規則 No.23/6/PBI/2021 は、決済サービス事業者に関する様々な活動を、ライセンス供与のために 3 種のタイプに再分類しました。第一種ライセンスでは、資金源の管理業務、決済指図伝達業務、加盟店契約業務、送金業務など、最も幅広く事業を行うことができます。また、ライセンスの再分類は、最低資本金要件とも関連付けられており第一種ライセンスは第二種及び第三種と比べ最も高い水準の資本金要件を有します。

BI 規則 No.22/23/2020 では、85%の外国人株式保有比率制限と、非金融機関(以下「NBI」といいます。)の外国株主の過半数議決権制限について、再度強調されています。また、NBI の最低 1 名の取締役に対する居住地要件など、事業者にとって留意が必要な制限も新しく規定しています。

2. デジタル銀行の導入-銀行業の新たな機会

2021 年 7 月 30 日、インドネシア金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan-"OJK")は、新しい OJK 規則 POJK12/POJK.03/2021 を発表しました。この規則では特に、商業銀行に関する規則を変更し、新しい形態の商業銀行としてデジタル銀行(従来の商業銀行において通常必要とされる物理的な店舗網を持たずに、主にインターネットなどを介して銀行業務を行う商業銀行)を導入しています。

この規則は、2021 年 10 月 30 日(制定日から 3 か月後)に発効することになっています。デジタル銀行の運営に興味を持つ事業者は、既存の(デジタルではない)商業銀行をデジタル銀行に転換するか、法人を新設する可能性を探ることができます。

3. 事業許認可システムの強化 - 実務の簡易化

2021 年 8 月 2 日現在、インドネシア投資調整庁は、ついに「新しい」オンライン・シングル提出(OSS)システムを通じたリスクベース評価による許認可を開始しました。

新しいシステムでは、現在、インドネシア標準産業分類(当地では「KBLI」の略称で知られています。)の下で設定された要件、関連する外国人の株式保有制限(もしあれば)、必要な手続、及び許認可申請手続の予定スケジュールなどの情報を表示できるようになったことから、企業が事業を登録するための手続が簡略化されただけでなく、企業が必要な許認可を取得するための法的・行政上の要件を、より明確に理解出来るようになるものと見込まれます。

インドネシア政府は、許認可手続の透明性向上につながるものと期待しています。

4. 信託担保登記システムの拡張

法務・人権大臣による信託担保の登記及び抹消のための技術的ガイドラインに関する 2021 年規則 25 号の公布に続き、信託担保登記システムが公開されました。従来のシステムではインドネシアの公証人のみがアクセス可能でしたが、現在では一般にも公開されています。改善されたシステムでは、信託担保証明書に誤って記録された特定の管理データを当事者が訂正出来る機能が導入されました。

インドネシアのファイナンス分野において、この登記システムがより効率的なインフラとなることが期待されています。

1. 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス(COVID-19)に関連する多くの法律が COVID-19 耐性のある状態に移行する観点から実施され、また、その後 2021 年 9 月 27 日から 10 月 24 日の間は、市中感染を減少させるために人流を縮小し、感染状況の安定をはかる社会活動制限措置が施行されました。これには以下の内容が含まれます。

- (a)在宅勤務を基本の勤務形態とすること。出勤する従業員には週 1 回の抗原テストキットによる自己検査を奨励すること。
- (b)S パス(就労ビザの 1 種)を含む就労許可保有者の自宅待機命令・外出禁止命令期間中の外国人雇用税の免除を年末まで延長すること。
- (c)新型コロナウイルス(COVID-19)による工事の遅延に直面し、購入者と締結した売買契約書に記載された所有物の引渡日を満たすことができない不動産開発業者を支援すること。購入者に対する所有物の引渡日を 122 日間まで延長する通知を、開発業者が送れるようにすること。

2. 銀行法の改正(シンガポール法第 19 号)

銀行法を改正する 2020 年法律第 1 号が、2021 年 7 月 1 日に施行されました。改正には以下の内容が含まれます。

- (a)国内業務部門とアジア通貨部門の分離を撤廃すること(これまでは両会計部門それぞれを設ける必要がありました。)
- (b)シンガポール金融通貨庁(以下「MAS」といいます。))が公益に反すると認定した場合を含む銀行ライセンス取消事由の拡大。
- (c)銀行のアウトソーシング取引に対する MAS 監督権限を強化し、銀行は、シンガポール国外に所在する銀行の支店又は事務所において、雇用又は任命している使用人、取締役、役員の職務を除くあらゆる役務の提供を受ける前に一定の要件を遵守すること。

3. 環境公衆衛生法の改正(シンガポール法第 95 号)

環境公衆衛生法を改正する 2020 年法律第 33 号が、2021 年 8 月 31 日に施行されました。改正法では特に、以下を規定しています。

- (a)環境衛生プログラムが必要とされる施設における、環境管理コーディネーター又は環境管理責任者の登録要件
- (b)認可を受けるための水処理施設の許認可要件
- (c)エアロゾル発生システムの登録に求められる要件

4. ICT システムのデータ保護方式のガイドの導入

個人情報保護委員会は、情報通信技術を利用したシステム(以下「ICT システム」といいます。))のデータ保護の手法について、新しいガイド(以下「ガイド」といいます。))を公表しました。このガイドの詳細は、<https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Resource-for-Organisation/Tech-Omnibus/Guide-to-Data-Protection-Practices-for-ICT-Systems.pdf?la=en> から閲覧できます。

ガイドは、ICT システムを設計・構築する際に「データ保護・バイ・デザイン」の適用を希望する組織を支援することを目的としています。特に、ICT システムにおけるデータの適切な保護のためには、組織が(a)方針/リスクマネジメント(危機管理)、(b)法務/IT 運用、(c)ICT 統制に関するデータ保護措置をとると共に、当該措置の運用のための指針を提供することが求められています。

1. 電子会議における議決権行使に関するセキュリティ基準の更新

新型コロナウイルスの感染拡大により、電子会議(E ミーティング)は、株主総会や取締役会の開催方法として広まっており、その勢いを増しています。この点に関し、デジタル経済社会省は、「電子会議のセキュリティ維持のための基準」の通知((No. 2) B.E. 2564 (2021))において、電子会議における議決権行使に関する既存の基準を更新しました。かかる通知は、2021年9月8日に発効しました。当該通知において、会議の主権者に対し、出席者全員による公平かつ平等な議決権行使、出席者全員による必要な情報の十分な取得及び議決権の行使のための十分な時間の確保、並びに特に出席者の議決権や情報に関する秘密の保持などを保証することを義務づけています。さらに、電子投票システムがかかる通知の規定条件に一致しているかどうかについて、タイ電子取引開発機構(ETDA)又は ETDA から委任されたその他の機関が、それを審査及び認証することができるとされています。

2. コンピュータ・トラフィック・データの保存に必要なサービスプロバイダーの新しいカテゴリー

デジタル経済社会省による新たな通知である「サービスプロバイダーによるコンピュータ・トラフィック・データの保存に関する規則」(B.E. 2564)が、2021年8月14日に施行及び発効されました。この通知は、2007年に施行された旧通知の改正にあたります。本通知に基づく規制条項に対する主な変更は、コンピュータ関連犯罪法(B.E. 2550 (2007))26条に基づき、コンピュータ・トラフィック・データを保持する義務を有するサービス・プロバイダーについて、新たに2種類のカテゴリーが追加されたことです。これらには、(a)一般大衆同士の通信を可能にする App Store、Google Play、Chatbot、Clubhouse、Telegram 又はこれらに類似するサービスを提供するアプリケーション・サービス・プロバイダー、及び(b)Facebook、YouTube、Instagram、Line 及び WhatsApp などのソーシャル・メディア・サービス・プロバイダーが含まれます。その他の規制条項の変更には、2001年電子取引法(B.E.254)における最低限度の基準に従い、サービスプロバイダーに対しデジタル識別認証システムの設置義務を課す、新たなセキュリティ対策の追加が含まれます。

3. 外国の E サービスプロバイダーによる付加価値税登録の詳細手続

外国の E サービスプロバイダーに対し、付加価値税登録を課す措置(サービスプロバイダーによる付加価値税の登録と支払いを2021年9月1日時点で行うことを義務付けるもの。)が今年初めに施行されました。これに関連して、付加価値税の登録に関する詳細な手続を定めた、「外国の E サービスプロバイダーによる電子的手段による付加価値税の書類証拠と登録に関する手続」という2021年省令第377号(B.E. 2564)が、2021年8月27日に政府官報に掲載されました。この省令に基づき、証拠書類の作成、提出、受領又は保管は、電子的手段により、かつ、所定の措置に従って行われなければなりません。さらに、付加価値税の登録者は、その名称、事業用のメールアドレス、事業用のウェブサイト、30日を超える期間の一時的な事業停止、事業の移転、事業停止及び所定のその他の項目など、付加価値税登録の詳細に加えられた変更についても、税務局に通知を行う義務を有します。

4. 債権回収費用の金額に関する新たな規制

2021年9月12日に発効した「債権回収に係る費用その他の手数料の金額に関する規定」という債権回収等管理委員会による通知は、債権回収に係る報酬又はその他の関連費用として、債務者に対し過大な金額を請求する一部の債権回収者の実務を抑制しようとするものです。かかる通知は、債権回収の費用又は手数料の最高金額として、一回の債務回収のサイクル(すなわち、現在の分割弁済の支払いが不履行となった日から、次の弁済期日までの期間。但し、各期間は1ヶ月以上とする。)毎に50パーツ以下あるいは二回以上の分割弁済が不履行となっている場合は、各債務回収のサイクル毎に100パーツ以下と規定しています。但し、車両に関する法律に基づく車両の分割払い購入又はリースによる債務については、例外として400パーツを上限として手数料又は費用を請求することができます。さらに、未払い若しくは期限が到来した債務の合計が1,000パーツ未満の場合又は債務が全額支払われた場合若しくは契約が法に基づいて終了した場合は、債務者に債権回収による当該手数料及び費用を請求することはできません。但し、かかる通知は、債権回収法(B.E. 2558 (2015))に基づいて公布されているため、自然人である債務者のみに適用される点に留意する必要があります。

1. E コマースに関する政令 52 号(Decree 52/2013/ND-CP)を改正及び補完する政令 85 号(Decree No.85/2021/ND-CP)

2022 年 1 月 1 日に発効予定の政令 85 号は、以下の点において、ベトナムにおける E コマース分野の外国企業に大きな影響を与える可能性があります。

- (i) ベトナムにおいて E コマース事業を行う外国の貿易業者及び団体に該当する事業体の範囲が拡大されます。これらには、(a)外国の事業体及び団体(「外国企業」)のうち、ベトナムにおいて E コマースサービスを提供するウェブサイト(「外国ウェブサイト所有者」)、(b)ベトナムにおいて E コマース・プラットフォーム上で商品を提供及び販売する外国企業、及び(c)電子商取引サービス分野に投資する外国の投資家(「E コマース外国投資家」)が含まれます。
- (ii) 外国ウェブサイト所有者について、E コマースのウェブサイトの形態として、(a)ベトナムのドメイン名による E コマースのウェブサイト、(b)ベトナム語で表示される E コマースのウェブサイト又は(c)ベトナムからの取引が年間に 10 万件ある E コマースのウェブサイトのうち、いずれか 1 つを有するものという定義が追加されます。さらに、外国のウェブサイト所有者が従わなければならない一定の義務も規定されています。
- (iii) E コマース事業は、外国人投資家に対して市場アクセスの条件が適用される事業分野であると政令 85 号に規定されているため、E コマース外国投資家に適用される新たな市場アクセス条件が規定されています。具体的には、E コマース外国投資家は、ベトナムにおける企業の設立又は M&A 取引を通して投資を行うものとしています。また、商工省が発表したリストに記載のある、ベトナムの E コマースサービス市場における主要な企業グループ 5 社のうち、E コマース外国投資家が 1 社以上の企業を支配している場合には、当該 E コマース外国投資家は、ベトナム公安省による国家安全保障に関する評価意見を得なければなりません。

2. インターネット・サービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令(Decree 72/2013/ND-CP)を改正する政令草案

当該草案は、ベトナム情報通信省(以下「MIC」)により公表されているところ、以下の点が重要です。

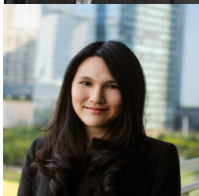
- (i) 越境情報サービスに対するより厳しい規制を定めています。特に、越境情報サービスプロバイダー(「対象プロバイダー」)について、対象プロバイダーを決定する基準を、1 ヶ月に 1,000,000 以上のユニークビジター(「UV」)から、1 ヶ月に 100,000UV 以上へと大幅に削減することにより、より厳格な義務を課される対象プロバイダーの数が増加します。さらに、当局による行政行為のきっかけとなる、外国のサービスプロバイダーのサービスにおける「違反行為」と情報の対象範囲が拡大されます。
- (ii) ソーシャル・ネットワークの管理に関するより明確かつ厳格な規制を定めています。すなわち、国内のソーシャルネットワークサービスは、ライセンス付与の対象とする、1 か月当たり 10,000UV 以上のソーシャルネットワーク(分類 1)と、通知手続のみの対象とする、1 か月当たり 10,000UV 未満のソーシャルネットワーク(分類 2)とに分類されます。さらに、ソーシャルネットワーク上で 10,000 人以上のフォロワー又は登録者がいるすべてのアカウント、ファンページ又はコンテンツチャンネル(国内又は国外かを問わない。)は、その連絡先やその他の情報を MIC に通知しなければなりません。フォロワー又は登録者が 10,000 人未満のアカウントは、ライブ・ストリーミング又は収益を生み出すサービスを行うことを求める場合を除き、かかる要件を免除されます。
- (iii) ベトナムにおけるデータセンターサービスの定義、かかるサービスに適用される登録・届出手続など、データセンターサービスに関する新たな規制が導入されます。

Contacts



インドネシア

[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
jdonauw@wplaws.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)
アライアンス事務所ダイレクター,
Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



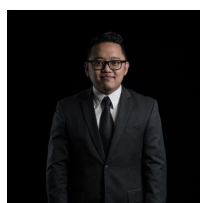
タイ

[ジラポン・スリワット](#)
パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



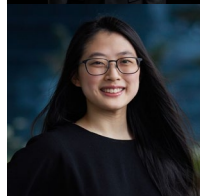
ベトナム

[ハー・ホアン・ロック](#)
パートナー, ホーチミン事務所
h.h.loc@nishimura.com



インドネシア

[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)
提携事務所アソシエイト
Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



シンガポール

[アンドレア・ワン](#)
アライアンス事務所アソシエイト,
Bayfront Law
andrea.wang@bayfrontlaw.sg



タイ

[アピンヤーン・サーンティカセーム](#)
カウンセラー, バンコク事務所
a.santikasem@nishimura.com



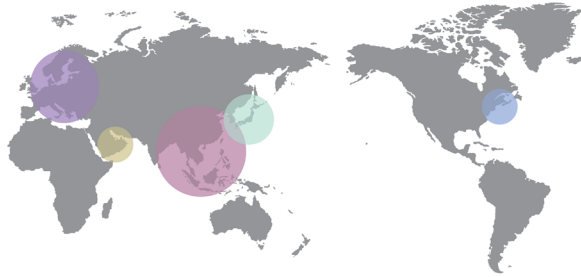
ベトナム

[ヴ・レ・バン](#)
パートナー, ホーチミン事務所
v.l.bang@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所